

集中審理と迅速な裁判：訴訟指揮権拡大と裁判の合理化は何をもたらすのか

春日，勉
神戸学院大学法学部：准教授

<https://doi.org/10.15017/16832>

出版情報：法政研究. 76 (4), pp.265-293, 2010-03-05. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

集中審理と迅速な裁判

——訴訟指揮権拡大と裁判の合理化は何をもたらすのか——

春日 勉

はじめに

- 一 新刑訴派の「集中審理」構想と司法の反動化
 - (一) 五三年刑事訴訟法改正と第一審強化方策
 - (二) 「集中審理」方式の確立
 - 二 司法改革の裏側
 - 三 訴訟運用の実態と判例の動向
 - 四 新しい刑事手続と裁判所の役割
 - (一) 新しい刑事手続の導入と裁判所の機能
 - (二) 公判前整理手続と裁判所
 - 五 公判前整理手続の運用状況
- おわりに

はじめに

二〇〇〇年七月、司法制度改革審議会は、『国民の期待に応える刑事司法の在り方』について（骨子）^①を公表した。ここでは、犯罪が多様化し捜査が困難となる現状に対応する新たな捜査方法の導入と公判手続の見直しが必要だとされ、人権擁護から適正な処分へという方向にウエイトを移行し、真実発見、正義に基づいた適正な処分を実現するために、被疑者の権利の充実が不可欠であるというバランス論が強調された。また、国民の信頼を取り戻すためには、「刑事司法の合理化、裁判の迅速化が必要だとされた^②。他方で、法務省からは同月『国民の期待に応える刑事司法の在り方』について^③」が公表された。ここでも、社会現象の変化、多様性に伴う多岐にわたる犯罪への対応と、「充実した公判」に必要な裁判所の訴訟指揮権の強化、集中審理を実現するために、弁護の体制の見直し、弁護活動をこれに対応させることが不可欠とされた^④。これに引続いて、司法制度改革審議会は同年十一月『中間報告』^⑤を公表した。『中間報告』は、『刑事裁判の充実・迅速化』を明記し、真に争いのある事件について当事者の十分な事前準備を前提に、集中審理の下、裁判所の適切な訴訟指揮を背景として、明確化された争点を中心に当事者が活発な立証活動を行い、効率的かつ効果的な公判審理の実現を図ること、そのための人的体制の整備及び手続的見直しを行うとした。また、裁判所の訴訟指揮の実効性を確保する方策として、裁判所が適正な訴訟運営のために必要な場合に適切かつ実効性のある形で訴訟指揮権を行使できることは重要なことであるとして、当事者の訴訟活動の質や裁判官の訴訟運営能力を図っていく必要があるとした。また、刑事裁判の迅速化を促進するために、公的弁護制度の確立、体制の整備が検討課題とされた。この「中間報告」の本身は、司法制度改革審議会が〇一年六月に公表した司法制度改革審議会意見書「二一世紀の日本を支える司法制度」^⑥にほぼ同様な内容でとりいれられた。以上のような経緯を経て、司法制度改革推進本部の下に設置された裁判員制度・刑事検討会では、〇二年二月より司法制度改革審議会意見書が提示した「新たな刑事司法の在り方について」

その具体的な内容の検討を開始した。裁判員制度・刑事検討会での議論の中心は、裁判員への主体的実質的関与をどう可能にするかにあった。それを可能にする裁判の迅速化、すなわち、争点の明確化と連続的開廷を原則とした迅速な審理の実現が必要なこと、そのために審理計画を徹底し、審理期間や開廷ペースについては法定化すること、裁判所の訴訟指揮の強化が不可欠との見解が示された。検察庁や最高裁判所（最高裁）からは、弁護士が争点を明らかにせず、期日の差し替えが多く、連日開廷に応じようとしないうため、裁判が長期化しているのだという認識が示された。公判の中心は運用で調整可能であり、むしろ、裁判員の負担を軽減し、わかりやすい裁判を実現するためにこそ準備段階を重視しなければならぬといった考え方が支配的であった。これらの議論の集大成として〇三年七月『裁判の迅速化に関する法律（裁判迅速化法）』が、〇四年五月には「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（裁判員法）」、公判前整理手続を導入した「刑事訴訟法等の一部を改正する法律（改正刑事訴訟法）」が成立した。⁵⁾

本稿では、以上のような司法改革をめぐる経緯を前提にして、八〇年代半ばから始まった構造改革の最後の要としての司法改革、とくに、刑事手続の大幅な改革と目されている、事前準備の拡充と争点の明確化、集中審理の徹底と刑事裁判の迅速化、裁判員裁判の導入が、最高裁をはじめとする裁判所のこれまでの在り方にいかなる変化をもたらし、裁判所の機能が、訴訟の過程でどのように位置づけられるようになったのかを検討課題としたい。これについては、歴史的観点、司法改革をめぐる状況、裁判に現実に現れている訴訟運用の実態、新たな刑事手続の導入と裁判所の役割に関する議論、公判前整理手続の運用状況を検証しながら、裁判所の訴訟指揮権の強化は今後の刑事裁判に何をもたらすのかという視点から一連の改革を眺めてみたい。

一 新刑訴派の「集中審理」構想と司法の反動化⁶⁾

今般の司法改革で強調された事前準備の拡充や争点の明確化、集中審理の徹底と継続審理による公判の活性化、証人尋問の励行、書証の全文朗読による直接主義、口頭主義の重視、刑事裁判の迅速化等の、いわゆる「集中審理」を念頭においた裁判手続の構想は、すでに五〇年代に行われた刑事訴訟法等一部改正に至る過程の中で論じられてきた。ここでは、まず、当時の「集中審理」構想が何故定着せず失敗したのかを、当時の「集中審理」を巡る議論と裁判の実態、「迅速な裁判」と最高裁による「訴訟促進政策」との関係を検討しながら論じてみたい。

(一) 五三年刑事訴訟法改正と第一審強化方策

現行刑事訴訟法施行直後から、控訴審の旧法未済事件を含めた、総合的な未済事件の数の増加が問題となっていた。こうした状況を受けて、最高裁は、五〇年八月、「裁判手続の運用に関する協議会」を設置し、当面の訴訟促進の方策を打ち出した。その内容は、当事者の主張、立証義務の強調、争点整理のための準備手続の励行、継続審理の励行、日程方式の採用等を柱に、旧法事件については、主任弁護士制度、弁論時間の制限、控訴審での重複審理の回避、朗読の省略等をあげていた⁷⁾。占領軍総司令部のリードの下に押し進められることになった刑事訴訟全般にわたる訴訟促進政策⁸⁾は五〇年一二月の刑事訴訟法規則の一部改正に反映された。その主な内容は、当事者主義をうたい文句に、当事者間で事前の準備をさせ、第一回公判期日に直ちに実体審理に入れるようにすること、連日開廷による継続審理を可能にする規定を設けるなど、公判準備や証拠調べの明確化等迅速な裁判と継続審理に向けた措置を定めた。他方で勾留理由開示請求に関する制限、検察官・弁護人の訴訟遅延行為に対する処置を検察庁または弁護士会に請求しうるなどの制限規定

をあわせて制定した。また、公判準備に関する詳細な規定を設けながら、弁護士会側から要求のあった記録閲覧権の拡充を明文化する点は見送られた。東京高裁はこれにいち早く対応し、「東京高等裁判所訴訟手続準則」を制定し、公判期日の変更の制限、第一回公判期日前の訴訟関係人と裁判所の協議を可能にすること、継続審理と当事者が争点を明確にし、すべての証拠の取調べを請求するといった第一回公判期日の充実、交互尋問の励行などの規定を設けた。⁹⁾

以上のような戦前戦後の未済事件の処理から裁判官の負担を軽減し、迅速な裁判の実現を理由とする訴訟促進、継続審理という最高裁の方針は、当時の労働・公安事件をはじめとする訴訟の多発、裁判の遅延、法廷混乱という事態に直面して、さらに、強化されることになった。すなわち、五一年一月以降には、刑事訴訟法の本格的な改正作業が開始される。これに対して、弁護士会からは「刑事訴訟法改正の問題点に対する意見」が公表された。そこでは、黙秘権の保障、勾留理由開示制度の改正、被疑者又は被告人と弁護人との自由な接見交通権の保障が明記され、警察の供述調書作成にあたっての弁護人の立会権、反対尋問権などの提案も行われた。¹⁰⁾しかし、五三年七月に成立した「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」では、出廷拒否をした被告人の欠席裁判（二八六条の二）を認める規定¹¹⁾、証拠調べを簡易化し、伝聞証拠の証拠能力の制限を撤廃した簡易公判手続（二九一条の二、三〇七条の二、三二〇条二項）を導入する規定を新設した。この五三年改正は、当事者主義の下での争点整理、弁論の活性化、裁判の合理化を焦点としたものであったが、そこでは「被告人弁護人がその当事者として負担している責務を尽くさなければならぬのであって、これが新しい刑事裁判の真の姿の一面である」という岸の言葉に象徴されるように、当事者主義、弁論主義を貫徹するための被告人の防御権の軽視へとつながるものであり、決して被告人の防御権保障という観点からの改正ではなかったと評価できる。

刑事訴訟法の改正により、一定程度法的な根拠を得た訴訟促進、継続審理政策であったが、この動きは、五〇年一月、最高裁に設置された「第一審強化方策協議会」の下で進められた「裁判の適正と訴訟の促進を図るために、第一審

を充実強化する具体的方策」の検討を契機とし、五六年六月に公表される「第一審強化方策要綱」へと結実していく。この要綱では、検察側冒頭陳述の立証方針の明確化、交互尋問の方式化と重複尋問、立証趣旨以外の尋問の排除、書証の取調べの励行と争いのない書証の取調べの簡易化、供述録取書の任意性、信用性等証拠とするための諸条件の存否に對する主張と争点の明確化、被告人の情状に関する被告人質問の内容を持つものであった。この要綱に従って、法曹三者を中心とする「第一審強化地方協議会」が設けられ、東京地方協議会が「第一審強化方策要綱の具体的実施方法」を公表し、期日指定の合理化と継続審理の実施、弁護人の第一回公判期日前の証拠閲覧と被告人との面接、第一回公判期日からの実質審理、供述の任意性、信用性を争点とした場合の弁護人による具体的な主張と検察官の適切な立証等具体的な検討を行った。¹⁹⁾ こうした最高裁による第一審強化方策は、第一回公判期日前の事前準備と争点整理を必要条件とする「集中審理」方式の確立へとつながっていく。

(二) 「集中審理」方式の確立

「集中審理」方式をいち早く提唱した岸は、刑事訴訟法の根本原理の一つとして「弁論主義」を掲げ、この弁論主義を十分に發揮して充実した事実審理を行うためには、事前準備を前提とする集中審理の方式を推進することが最も適当であるとした。具体的には、検察側弁護側両当事者が事前準備を徹底することで、公判廷で活発な主張立証をすることが可能となり審理の空転を避けられる、当事者の事前準備が十分になされれば、証拠調べも集中的に行うことができ、審理も必然的に促進される、裁判所は事前準備の励行を促進させるための積極的な役割を果たすべきこと、弁論主義的要求にもとづく冒頭陳述を充実させること、争点整理は公訴事実の存否及びその評価に関連性を持つ真の争点でなければならず、当事者の争点提示が不十分なときには裁判官は積極的に釈明権を行使して真の争点を確かめこれに証拠調べ

を集中すること、争点整理は訴訟の適正迅速な運用にとつて重要であること、立証趣旨に拘束力を認め、当事者の立証趣旨をよく吟味し、証人や書証を選別すること、交互尋問を規制し、尋問応答は一問一答方式の形で簡潔に行うこと、検察官調書の証拠能力と関連する供述の信用性の要件を厳格に解すること、証拠書類の朗読、要旨の告知の徹底を図ること、被告人質問は争点を整理して証拠調べの方針をたてるための釈明を求める質問、被告人の弁解を十分に尽くさせるための質問の範囲で止めるべきことなどである。¹⁴⁾

こうした「集中審理」に対する考え方は、六一年五月の刑事訴訟法規則の改正に具体化される。すなわち、改正案では、訴訟関係人が第一回公判期日前になすべき準備として、検察官については取調べ請求予定の証拠についての閲覧の機会を被告人と弁護人に与えるべきことを定め、弁護人については訴訟関係人との面接による事前調査を行い、閲覧した証拠についての同意不同意を検察官に通知すべきことを規定し、検察官、弁護人双方について、第一回公判期日前に訴因・罰条や争点明確化のための打ち合わせ、審理所要見込み時間の裁判所への申し出、在廷証人の出頭確保を行うべきとした。¹⁵⁾ また、裁判所が行う準備として第一回の公判期日前に当事者双方の出頭を求めて訴訟進行に關して必要な事項の打ち合わせができることを定めた。¹⁶⁾

このように法の制定による梃入れで一般の刑事事件については総じて一定の成果が確認されたが、他方で、事案が複雑困難な事件については、当事者の事前準備の不徹底による第一回公判期日の空転と立証計画樹立の困難さ、弁論主義の不徹底などにより長期化の傾向が看守された。この当時の「集中審理」方式に象徴される「訴訟促進」政策の特徴を小田中は次のように分析する。¹⁷⁾ すなわち、裁判官の負担軽減と刑罰権の早期実現という国家的目的の実現と被告人の「納得」の軽視を主要なモチーフとして裁判所の強力な訴訟指揮が前提とされていたこと、争点主義の強調が背景事実の軽視へと連なり、被告人側の防御を不十分なものにする結果を招来する危険があることに十分配慮が払われなかつたと。また、「集中審理」方式をいち早く唱えた岸自身が、実は刑訴法を「当事者主義を強化したもののその根底にはあ

くまで職権主義を保留させている」ととらえ、「被告人の利益のために認められた訴訟上の諸権利や諸制度の観点からのみ眺めないで、同時に当事者として配分された訴訟上の権利を十分に尽くすべきである」とし、当事者にこのような積極的な訴訟活動をなさしめるためには「賢明な訴訟指揮」が必要であり、「当事者主義を発揮させるための職権発動」が必要であり、公判期日の指定、争点、証拠の整理のための準備手続きの活用、不相当な尋問・陳述の制限、弁論時間の制限などが重要である、訴訟指揮は真実発見のためにも重要であるとしていた。¹⁸⁾

以上のように、当時の「集中審理」方式は、弁論主義の強化を理論的支柱として最高裁により進められた「訴訟促進政策」と深く結びつくものであった。この点で、「集中審理」方式が、とくに、複雑困難な事件で機能しなかつたのは、弁護側と検察側の証拠収集能力を棚上げにしたまま、事前準備の徹底を当事者の努力義務とし、とくに、争点整理に不可欠な事前の証拠の閲覧等をしぶる検察側の対応に問題があつたこと、また、公判段階では交互尋問を重視しながら、検察官面前調書の閲覧拒否を放置したなど、被告人の防御権の配慮に欠ける運用がめだつたこと、また、裁判所の訴訟指揮はそれを是正するものではなく、むしろ、連日的な期日の指定、開廷にこだわり、迅速な裁判を効果的におしすすめるための手段と化していた点にみることができる。

二 司法改革の裏側

周知のように、今般の司法改革に結びつくことになる経済・社会構造を抜本的に変革しようとする動きは、財界をはじめとする新自由主義的改革を軸に展開された。政治体制は小選挙区制度導入により政治改革を結実させ、経済を最優先とする大企業に有利な規制緩和や市場原理を導入し、税制改革、雇用改革などにより行政改革を実施した。他方で、こうした新自由主義的改革は、自己責任や自由競争を強調する中で、競争に勝利した社会的な強者が、競争に敗れた弱

者を支配するという構造を持ち、社会から逸脱した者、またはそうした行動をとる者は、排除や抑圧の対象となった。その帰結として、基本的人權の侵害や抑圧が深刻化し、人間関係や社会関係が破綻をきたすことにつながった。これに対して、政府は、被害者感情を巧みに利用する形で、社会への犯罪への恐怖心、犯罪者への憎悪をあおり、それはおのずと一般市民の処罰感情の強化へむすびついた。こうした状況の中で、政府は、このような事態をもたらした根本的な原因には背を向け、犯罪を特殊な集団の行為、個人的な責任に転嫁し、市民の社会に対する安全要求に応える形で、治安立法を次々に成し遂げていくことになった。¹⁹ すなわち、九一年の麻薬特例法におけるコントロール・デリバリーの設置を皮切りにしておとり捜査を拡張した法の整備を行い、九〇年代後半には、組織犯罪対策三法、オウム規制法、ストーカー行為規制法、児童虐待防止法、などの制定が相次ぎ、これに対しては事実上の憲法改正ではないかとの批判もあがった。こうした背景の下で進められた新自由主義的改革は、その方向性を正当化し、社会に浸透させるために、個人に自立や責任を強制し、市民を権利主体と位置づけた。こうした中で、政府はさらに刑事司法手続の見直しに向けた並々ならぬ決意を示すことになる。すなわち、法務省は、九九年一月に「司法制度改革審議会における司法制度改革検討事項」をマスコミに公表し、アレインメント制度や終身刑の導入、参・陪審制度の導入、被害者保護手続の導入などを検討項目として掲げた。司法制度改革審議会設置法二条にも、刑事陪審・参審を念頭においた「国民の司法制度の関与」が掲げられた。そして、九九年七月、政府は「司法制度改革審議会」を設置し、〇一年一月、「司法制度改革審議会意見書（意見書）」を取りまとめ司法制度改革の理念と方向性を示した。意見書では、個人を権利主体・統治主体と位置づけ、国民のための司法の実現、国民の司法の参加の必要性を謳う一方で、刑事司法の現状や弊害に対する分析を欠いたまま、「新たな時代に対応する捜査・公判の在り方」についてその必要性を強調した。審議の過程では、捜査段階では新たな捜査手段、捜査権限の拡大、公判段階では迅速な裁判の実現が必要で、弁護人の関与については訴訟進行のための協力義務が不可欠との見解が示されたほどであった。²⁰ 意見書では、「運用を誤った結果として書証の取調べが

裁判の中心を占めるようなことがあれば、公判審理における直接主義、口頭主義を後退させ、伝聞法則の形骸化を招くことになりかねない」と現状分析をした上で、問題解決の核心になるのは「争いのある事件につき、直接主義、口頭主義の精神を踏まえて公判廷での審理をどれだけ充実・活性化できるか」だとしていた。しかし、現実の裁判では、被告人の証人尋問権や反対尋問権の制限が行われ、また、被告・弁護側の申請証拠を著しく制限するような運用が行われていることに対する問題意識は極めて希薄だった。

こうしてみてみると今般の司法改革の特徴がみえてくる。五〇年代後半から七〇年代ははじめにかけては、刑事司法をめぐる問題は、労働公安事件の激化と法廷の内外でおこった市民による裁判批判、裁判闘争の動きに対して、こうした動きを封じ込めようとする最高裁の「訴訟促進政策」、「法廷の秩序維持」の存在にみられたように、市民対国家という対抗軸の枠の中で論じられてきた。しかし、今般の司法改革では、規制緩和、自由競争、自己責任という新自由主義的思想の下で、司法改革の基盤となる社会（市民）は二つに分断され、市民対非市民という新たな対抗軸が作り出された。政府は、それをたくみに利用する形で市民の権利主体性を強調し、「国民のための司法」の実現として裁判への市民参加を呼び掛けた。刑事司法の改革はむしろその「国民のための司法」を成し遂げるために行われなければならない、そして、こうした脈絡の中で、司法全般に対する見直し作業も進められた。証拠と争点の整理を重視した周到な事前準備と口頭弁論主義にたつて集中審理を行い刑事裁判の充実・迅速化をはかることは、市民参加を実現するための必要条件とされた。いいかえるならば、事前準備の充実や口頭弁論主義の強調は、市民の司法参加を所与の前提として語られているのである。証拠開示の一部拡充や弁護体制の見直しも、このような脈絡の中でとらえる場合には、決して被疑者・被告人の防御権保障という観点からの改革ではない、むしろそうした意識はかなり希薄であると言えるのではなからうか。⁽²¹⁾ また、集中審理や刑事裁判の充実・迅速化をはかるためにも、いくつかの長期係属事件にみられるような裁判遅延行為には裁判所の訴訟指揮権をもって毅然として立ち向かわなければならぬ、そうした意識が一連の議論や法改正の

過程の中で支配的であることが見てとれるのである。

三 訴訟運用の実態と判例の動向

ここでは、最近の裁判所の訴訟運用の実態と判例の動向をとりあけながら、裁判の主宰者としての裁判所の役割が強調され、裁判機能が強化されている現状を取り上げてみたい。²²⁾

既に、新聞報道等で明らかのように、昨今、裁判所による手続きの打ちきりが問題とされた事例が相次いだ。まず、東京高裁は、○六年三月、被告人の裁判を打ち切る控訴棄却決定を下した。²³⁾この事件の担当弁護人は、○四年一月の死刑判決後に私選弁護人に選任された者であるが、被告人が訴訟能力に欠けることを理由として、高裁が決定した期限内である八月末までに、「控訴趣意書」を提出しなかった。そのため、裁判の手続きを打ち切る控訴棄却決定が言渡された。これについては被告人の精神鑑定の必要性をめぐって裁判所と弁護側が対立し問題がこじれていたという事情があったといわれる。²⁴⁾その後、弁護人による特別抗告が最高裁に退けられ、被告人の死刑が確定すると、東京高裁は、訴訟の円滑な進行を妨げたことを理由として、弁護を担当した私選弁護人二名に対して、刑法規則に基づき、日本弁護士連合会（日弁連）に対して「処置請求」をおこなった。これに対して、日弁連が不処分決定を下すと、東京高裁は、さらに、所属弁護士会に対して、弁護士法に基づく弁護人の懲戒請求を求めた。²⁵⁾東京高裁はこうした日弁連の対応を弁護士倫理の強化の要請を無視するものだとして批判した。しかし、被告人の防御権を保障するために欠かせないのが弁護士自治であり、それを前提に、個々の弁護活動については、担当弁護人の判断が最大限保障されなければならない。この原則を尊重するならば、この弁護士自治をないがしろにする恐れのある「処置請求」や「懲戒請求」の適用は極めて慎重であるべきということになる。

同様に、裁判を遅延したとして注目されたのが、○五年一月、刑事訴訟法等の一部改正により導入された弁護人の「出頭在廷命令」規定を初適用した事例である。⁽²⁷⁾ 最高裁第三小法廷は、上告審で弁論期日に出頭しなかつた弁護人二名に対して、「正当な理由に基づかない不出頭で極めて遺憾」と表明し、改めて弁論期日を指定したうえで、途中退席しないよう求めた。⁽²⁸⁾ 「出頭在廷命令」は、裁判の遅延を目的とするような不適切な弁護活動に適用され、裁判所の指示に従わない場合には一〇万円以下の過料と所屬する弁護士会又は日弁連に処置請求がなされる。

東京高裁や最高裁がこのような対応にでた背景には、裁判員裁判の導入で「刑事裁判の迅速化」が至上命題となり、裁判を遅延して、判決の言渡しや刑の確定を遅らせた弁護人らのこうした行動に楔を打つことで、今後同様の弁護活動に警鐘をならす狙いがあると考えられる。前記東京高裁の論理は、こうした弁護人の行動が、裁判を受ける被告人の権利を奪つたというものだった。被告人が迅速な裁判を受けることと、裁判所が迅速な裁判を成し遂げることが、あたかも同義語のように語られ、問題の核心を見えにくくしている。「迅速な裁判」の問題は、被告人の防御権の保障と、その実現方法の当否の問題と切り離して論じることができないはずだ。被告人の利益を守るために、準備に十分な時間をかけ、訴訟に臨むことが弁護人には求められるのであり、他方で、裁判所があくまで予定された期日を守り、強引な訴訟指揮で審理を進めようとする場合には、弁護人による出廷拒否もやむをえない場合も存在するだろう。裁判員裁判の導入により、継続審理や期日指定を意識した訴訟運用が優先されるようになれば、被告人の防御権侵害は深刻なものなることが予想される。

次に、最近の裁判所の判例の動向に触れてみたい。最近の判例にはいくつかの点で、裁判所の考え方や法の解釈に転換がみられると思われる。例えば、「訴因」制度に対する裁判所の考え方である。起訴状において、「訴因」を明示する趣旨は、裁判所に対して、審判の対象を限定するとともに、被告人に対して防御の範囲を明確にするものだと言われてきた。これを原則とすれば、審判の対象を、検察官による犯罪構成要件にあてはめた具体的事実の主張に限定する結果、

裁判所の権限は「訴因」により示された事実の立証の有無を判断してその法的な効果を宣言するという受動的なものに止まるはずである。しかしながら、実際の裁判実務では、訴因により示された事実に関する証拠調べの範囲は、訴因事実にも必ずしも限定されることなく、関連事実にも及んでいる。その結果、検察官の主張する具体的事実としての「訴因」と裁判所がいただく心証に「ずれ」が生じた場合には、実体的真相解明の要請から、検察官の公訴権の遂行を妨げない限度で、あるいはそれを積極的に補充する形で、訴因に対する求釈明を行い、訴因変更を認めること、あるいは促すような訴訟運用がみられる。裁判所側としては、当該事件で集められた証拠を検討した結果抱いた犯罪事実の嫌疑、これを「公訴事実」と呼ぶならば、検察側の主張する起訴状に示された具体的事実の主張が公訴事実と主要な部分で一致している限り、すべての事実が審判の対象となるという訴因をめぐる運用がみられる。⁽²⁹⁾ 裁判所が検察官の抱いた嫌疑をそのまま受け継ぐどころか、裁判所自らが真実の発見に努めようとする姿勢が垣間見られる。⁽³⁰⁾

もうひとつ、裁判の主事者たる裁判所の対応は、「鑑定」をめぐる裁判所の判断に現れた。最高裁第二小法廷は、〇八年四月、「鑑定人の公正さや能力に疑問があるなど合理的な理由がなければ鑑定意見を尊重すべき」とするはじめての判断を示した。⁽³¹⁾ しかし、他方で、その数日後言渡された別件の東京地裁判決では、検察側・弁護側双方が請求した鑑定医とともに、医学的見地から、心神喪失の可能性をうかがわせる鑑定結果をだしたにもかかわらず、裁判所は判決の中で「責任能力の判断は、鑑定結果だけではなく、犯行当時の精神状態、動機、前後の行動などを総合的に検討して裁判所が行う法的判断だ」とし、鑑定結果については参考意見として十分に尊重するが、その判断には拘束されないとした。⁽³²⁾ 刑事責任能力の有無は、鑑定結果に拘束されない法的な判断ということを前提としても、鑑定人の双方が心神喪失の可能性に触れている中で、裁判所が総合的に勘案して刑事責任能力があったと踏み込んだ積極的に判断をしたことは、これまでには見られなかった新たな傾向である。その責任能力の有無については、事後的に裁判所がケースバイケースで判断する、その総合判断には、本来責任能力判断とは直接関係のない、ややもすると行為の残酷性や結果の重大性、

被害感情さえも影響しかねないことにならないか。最高裁では、鑑定が審理の中断や長期化の要因になっていたとして、精神鑑定を公判前の一回に限り、法廷では鑑定人が「心神喪失」などの意見を述べるのではなく、医学的所見を中心に説明したほうがよいと指摘している。

四 新しい刑事手続と裁判所の役割

はじめに述べたように、今般の司法改革における法改正、法制定の議論の中では、充実した公判に必要な裁判所の訴訟指揮権の強化や裁判の充実・迅速化を確保するための効果的な訴訟指揮権の行使ということが度々強調された。ここでは、新しい刑事手続の下で裁判所の役割がどのように考えられ、理解されているのか若干の検討をし、公判前整理手続をめぐる裁判所の判断や裁定、命令、決定、訴訟指揮などの法律上の論点をいくつか取り上げながらその影響を考えたい。

(一) 新しい刑事手続の導入と裁判所の機能

裁判員制度の導入が具体化すると、司法研修所をはじめとして各地の裁判所では、裁判員制度の下での審理、評議、判決の手続の在り方を課題とする研究会が催され、刑事裁判に求められる役割、機能とは何かが議論された³³⁾。こうした中から、新たな刑事手続にのぞむ裁判所の姿勢や考え方を垣間見ることができ、ここでは各々の手続段階における裁判所の関わり方に注目して論じてみたい。

まず、公判前整理手続については、裁判所は、公判前整理手続の主宰者として、当事者双方の主張をもとに争点を絞

り、争点を明らかにする過程で、当事者双方、特に、検察官に対して釈明を繰り返すなどして、事件の核心がどこにあるかを早期に見抜き、証明予定事実を絞るとともに証拠を厳選しなければならぬとする⁽³⁴⁾。ここでは、裁判所が求釈明権を適切に行使し、証拠の厳選を実現することが求められている。弁護士の主張明示義務についても、当初から主張を明示する義務を果たさなければ「証拠制限」があり、裁判員に理解を得られないことを、弁護人に理解してもらうことが必要であるとする⁽³⁵⁾。また、証拠の採否の場面でも証拠の中身に触れることは原則できないことを前提としながら、当事者に対して証拠の位置づけ等についての確な釈明を求め証拠を厳選することが重視されている。特に、重複証拠の採否については、立証事項との関係がある程度厳密に要求する⁽³⁶⁾。さらに、この段階で、どの証拠の評価で結論が左右されるのかといった判断の「分岐点」の明確化の作業も不可欠とする。裁判所が、審理・評議を意識して何を重視して判断に至ったかという実質的な理由を最終的に示すことができるような積極的な証拠評価の在り方に言及する⁽³⁷⁾。

次に、審理についてはどうであろうか。まず、総体的には、裁判所は、公判前整理手続で定められた審理計画に従って、的確な訴訟指揮により両当事者の立証活動を適宜統制すると定義する⁽³⁸⁾。各論では、検察官による主張の追加、変更をめぐる問題について、公判前整理手続において行った主張とは異なった主張を公判で行うことは、法三一六条の三二で「証拠制限」の規定が設けられた趣旨からして、一定の範囲でこの種の効力を認めるべきだし、その制限効の範囲については、弁護側の対応や検察側の帰責事由の有無、事案の性質に左右されるとする。審理判断の在り方については、見込み通り検察官立証ができない場合、裁判所が検察官に対して新たな立証を促したり、検察官の主張していない証拠の枠組みで認定するようなことは、弁護人の不意打ちとなるし、また、新たな証拠調べを実施することになると審理計画からの逸脱になり裁判員に負担をかけるという理由で、そうした訴訟指揮は基本的には控えるべきとのスタンスである⁽³⁹⁾。むしろ証拠は、すでに公判前に整理されて争点化されているので、公判に顕在化したものから有罪・無罪の有無を判断することが常道だと考えているようである。刑訴法三二二条の任意性立証に関しては、取調官を証人として尋問す

る方法や供述調書を非供述証拠として採用することはできず、取調状況を録音・録画した上で、立証に用いることが任意性立証の手段となりうるとする。

最後に、評議についてはどうであろうか。ここでは、裁判官のもとで、議論の道筋をあらかじめ整理するよりも、裸の事実について評議をおこない、その結果をもとに論点ごとに当てはめをおこなっていくという作業になるとする。ただし、裁判官の側で論点をもう一回整理しなおし証拠関係を解説する場合もありうるとする。⁴⁰⁾法令の解釈適用の問題も同様に裁判員に素直な意見が述べられるよう配慮すること、量刑については量刑資料を示して量刑相場を参考にして議論する必要があるとする。⁴¹⁾

以上のように、裁判所内部での議論は、裁判員裁判の下では、当事者主義を基調としながら、補充的に職権主義を取入れるべきとする立場を強調するが、全体的には、実体的真実解明への強いこだわりが拭いきれないとの報告がなされている。⁴²⁾

(二) 公判前整理手続と裁判所

裁判員制度導入に先立ち、二〇〇五年一月より、具体的事件に適用が開始されている公判前整理手続だが、ここでは、その法律上の論点を取上げ、問題点を述べてみたい。

まず、公判前整理手続の主宰者が「受訴裁判所」であり、公判を担当することになる「受命裁判官」が公判前整理手続も担当するという枠組みをいつたいどう考えたらよいのだろうか。すでに、この点については、「予断排除の原則」に抵触するか否かという観点から多くの論稿が公表されている。しかしながら、抵触しないとする論者と抵触するとする論者との間では、「原則」に関する考え方の違いや裁判官の心証形成の在り方等に関して議論がかみ合わずその溝は

なかなか埋まらない。⁴³ そのため、ここでは、公判前整理手続における裁判所の機能や役割がいかなる意味を持ち、裁判所の判断が、公判前整理手続全体の在り方や公判での訴訟運用にどのような影響を及ぼすのかという観点から考えてみたい。

「証拠開示の裁定」や「証拠（標目）提示命令」、にあたり、裁判官は、それぞれ開示される証拠の必要性の程度や弊害等を勘案して決定することになるが、どの程度その内容にまで踏み込んで判断するかは、それぞれの裁判官に委ねられている。ここでは「心証形成」の問題は別にしたとしても、実体にとの部分まで踏み込んで判断する中で、裁判所の開示の「必要性」判断や公判での訴訟運用に少なからず影響を与えるであろうことが予想される。証拠について多くの知識をえること、それにより幅のある見解を持つこと（それこそが「予断」といわれるものかもしれない）は、開示された「証拠を取調べる決定」の判断にも影響し、その証拠決定された証拠は、まさに、公判で取調べられ、裁判官・裁判員の面前で検出されることになるのであり、事件の枢要を決定づけるものとなる。⁴⁴ 特に、「証拠開示の裁定」にあつては、裁判官の触れる証拠は圧倒的に検察官請求証拠ということになるが、多くが被告人に不利な証拠で、それほどの程度触れるのか。国会の法務委員会で政府委員が「裁判所が証拠開示の裁定にあたりましては、ここで定めている所定の開示の要件の有無、これを審査致しまして、その開示の要否あるいは条件等を決することになる」ということとございますので、そういう意味では、すべてのことについて裁判所の審査が及ぶということを前提に考えております」と述べており、この証拠の裁定の段階で程度こそあれ、裁判官の判断に不可欠な要素については実体に踏み込んで審査がなされる場合もあるのではないだろうか。当事者同士が、開示の必要性を巡って意見を交わす段階で、その内容が実体に触れる場合もあり、それが裁判官の判断材料となるのである。証拠の内容には触れないことを前提としたとしてもこれら「証拠の採否」や「証拠調べをする決定」をする裁判所の判断が、公判廷で取調べられる証拠を限定し、それに基づいて、公判廷では、証拠の持つ証明力あるいは信用性が公訴事実との関係で審査されることになるのであるから、

この段階での判断がいかに重要であるかは変わりが無い。こうしたことから公判前整理手続は、公判を効率よく運用するための手続であり実質的には公判の前倒しではないのかという批判は的を射ていると思われる。公判前整理手続導入は、公判審理に一定の枠をはめこんでしまう作業であり、裁判官の判断に形成力をもたせ、最終的にはその必要性を裁判官が判断する構造となっているのである。これは公判前整理手続が単なる証拠の整理に止まらない要素を有していることを意味している。

さて、訴訟指揮の権限強化という観点からは、「公判期日の指定・変更」を裁判所が行うことになっていること、弁護人が公判前整理手続期日に「出頭しない」、「在廷しなくなつたとき」、「出頭しないおそれのあるとき」裁判所が職権で弁護人を付することができる「職権による弁護人の選任」があげられる。裁判員制度・刑事検討会の議論でも「弁護人の中には、そうした必要の弁護の制度を不適切な形で濫用する、例えば、公判期日の引き延ばしの道具に使う、期日指定等について自らの主張を通すために、不出頭をほめかすなど、いろいろと期日指定等について、もめごとを生ずる方がいないわけではないと承知しております。…」として、このような場合には、職権で国選弁護人を附することが望ましいとの意見が支配的であった。⁴⁶ 訴訟指揮権は、当事者の訴訟活動の経過に応じて公正に行使しなければならぬのは当然だが、既述したように、訴訟指揮権が違法・不当に行使された場合には、弁護人としては期日への不出頭、退廷、退席といった手段を用いることも考えられる。これらの規定はそうした弁護人の弁護活動を封じ込めようとする意味を持つている。⁴⁶ このような事態に至つた場合には、総合法律支援センター所属のスタッフ弁護士が受任することになると思われるが、こうした状況下での職権による弁護人の選任には、弁護活動の空洞化、形骸化をもたらす恐れがある。これと関連して、既述の公判での出頭在廷命令規定も同様の意味合いを有しており、こうした点では裁判所の訴訟指揮権の強化が法により担保されて、ますます深刻化しているといえよう。⁴⁷

最後に、公判前整理手続終了後の新たな証拠調の請求を制限する「証拠調べ請求の制限」の問題である。これには

「やむを得ない事由によって公判前整理手続又は期日間整理手続において請求することができなかつたものを除き」という留保がついているが、この「やむを得ない事由」をどう解釈すべきかをめぐって、裁判所の判断が問題となる。公判前整理手続で確認済みの争点とは異なる主張はできない、争点整理の実効性を確保するための規定であるという検討会での議論がみられた。しかし、この「やむを得ない事由」を厳格解釈することは、被告人の防衛権の行使を弁護人が全うしようとする場合にも、審理計画に基づいた迅速な裁判の実現を理由に、認められないということになれば、本来の刑事裁判のあるべき訴訟運用とは背理する結論となる⁽⁴⁸⁾。この場合、検察側からの請求には、被告人に対する不意打ちになる恐れがあるので抑制的な運用が求められるが、弁護人からの請求にはむしろそれをできる限り広く認める運用が求められよう。

五 公判前整理手続の運用状況

最高裁は、〇九年七月、裁判迅速化法に基づいて、第三回目の裁判の迅速化に係る検証結果を報告した⁽⁴⁹⁾。公判前整理手続に付された事件では、連日開廷に準じた集中審理が行われている一方で、公判前整理手続に要する期間が長くなる傾向（特に裁判員裁判対象事件）があるとの検証であった⁽⁵⁰⁾。しかしながら、其々の手続における審理期間の統計データは示されるものの、開廷回数、開廷時間と審理の充実、適正との関係を分析するものになっていない⁽⁵¹⁾。ここでは、裁判所が行う「期日指定」の問題に注目しながら、その運用の実態を紹介し、論点を抽出してみたい⁽⁵²⁾。

〇八年九月、広島高裁は「公判前整理手続で裁判所が却下した証拠に不可欠なものが多数ある。審理が尽くされていない」として、一審山口地裁を破棄し、審理を地裁に差し戻した。これを受けて期日間整理手続が行われ、差し戻し審第一回公判では、一審の公判前整理手続の段階で却下された証拠のうち、新たに九点の証拠の取調べが行われ、新たに

採用された証拠に基づいて有罪判決が言渡された⁵³。また、○九年一〇月、最高裁第二小法廷は「二審・広島高裁が刑事訴訟法の解釈を誤った」として、審理を同高裁に差し戻した。この事件では、○八年一二月、二審・広島高裁が「公判前整理手続に問題があった」、「一審は審理を尽くしておらず違法」と述べ、一審・広島地裁の無期懲役判決を破棄して地裁に差し戻していた。しかし、一審・広島地裁の公判は裁判員裁判のモデルケースとされ、およそ二カ月間で八回の公判前整理手続での協議を行い、初公判から五日間で証拠調べを終了するなど集中審理を実現していた。しかし、二審・広島高裁は、「一審が被告人の供述調書を証拠採用しなかったのは問題」とし、一審・広島地裁の訴訟指揮や検察側の立証活動の不備を指摘したため、弁護側が、公判前整理手続では、直接証拠を取調べることは予定されておらず、二審判決の解釈には誤りがあると最高裁に上告していた。これに対して、最高裁は、公判前整理手続で検察側は調査の必要性について主張していないのに高裁は不当な義務を地裁に求めていると判断した⁵⁴。裁判の迅速化と適正で充実した審理の実現の狭間で裁判所が揺れ動いている象徴的な事案である。

これまで公判前整理手続を適用した事案からその特徴をあげれば以下のような実態が見えてくる。まず、否認事件の平均審理期間が大幅に狭まっていることは最高裁の調査でも指摘された点であるが、事案が複雑で重大な事件となると、検察側は「特別公判部」を設置するなどの体制でのぞみ、公判前整理手続、公判審理とも連続開廷して結審していることが明らかになってきている。こうした事案では、組織で動く検察側に対して弁護側は圧倒的に不利な状況に追い込まれる⁵⁵。また、捜査段階で自白し、公判段階で否認に転じ、自白の任意性が争点となるような事案でさえも、弁護側の新たな主張を排して、当初の審理計画どおりに公判が進められていることも浮き彫りになってきている⁵⁶。弁護側の集中審理のために公判に向けた十分な準備期間が確保できず、さらに、公判で新証拠を提出し証拠調べを請求することは、証拠制限があるために、極めて困難な状況になっている⁵⁷。被告人が否認した殺人事件の平均審理期間は、これまでに一年程度であったところが、公判前整理手続を行った場合、一か月以内に審理が終了し、判決期日を迎えるような事案

も目立つようになってくる。これは、冒頭手続終了後すぐに証拠調手続に移行し、証人尋問や被告人質問を集中的に行っている現れと言えよう。また、起訴から公判前整理手続までの期間や公判前整理手続での協議間隔、公判前整理手続終了から公判開始までの期間はこれまでの運用と比べれば、かなり短くなっているという印象である。さらに、集中審理の進め方の問題がある。審理の内容やそこに費やされる時間までもが細かく決められており、そのため時間に制約され十分な立証ができない。決められた時間内に弁論を終結することが求められれば、その弁論は核心に触れるどころか消化不良の状態で終結せざるを得なくなる。この審理の進め方の問題は、公判に限ったことではなく、公判前整理手続でもおこっている。特に、証拠開示をめぐって、弁護側と検察側でもめることが多く、弁護側がすべての証拠の開示を求めるようなケースでは、その開示の中身や開示の方法をめぐって紛糾し、起訴から初公判まで異例の時間を要した事案が数多く報告されている⁽⁵⁸⁾。しかし、総じて公判前整理手続では、時間を費やし、協議回数を重ね、証拠や争点を精査し、公判では二回〜三回で審理を終結するケースがみられ、こうした傾向は、公判の前倒しといえ、公判さながらの公判前整理手続は「公判前中心主義」となり、公判前にすでに一つのストーリーが作られている、すなわち、実際の公判はセレモニー化し、儀式化していくことになる。それも公判前整理手続は非公開であるために、なぜこの争点でこの証拠なのかということが裁判員にはまったく理解できないおそれがある。言い換えれば、公判審理を少なくともこの事前に証拠を厳選せざるを得なくなり、それ以外の証拠に触れることがない裁判員には全体像がみえにくく、十分な情報を持ちえないまま結論を導かざるをえなくなる。これからの裁判は訴訟経済や裁判員の負担軽減という観点からむしろこうした傾向が増していくことが予想される。

以上、これまでの運用事例を参考に若干の検討を加えてきた。公判前整理手続及び集中審理の根本的な問題は何か。すでに、指摘したように、期日指定ばかりでなく、証拠の開示や証拠の採否に関する最終的な判断権が裁判所にあるという点であろう。現行法を前提とすれば、被告人の防御権に十分配慮した裁判所の公正・中立な運用に期待せざるを得

ないのが現状である。期日指定の問題と証拠や争点の整理の問題は連動している。限られた時間の中で被告人にとって必要な証拠が採用されず、結果として被告人の防御権が侵害されるケースが考えられる。二番目は、被告・弁護側の負担の問題である。被告・弁護側は、公判前整理手続の段階、すなわち、十分に証拠と主張を整理できない段階で、だすべき主張と証拠の提出を迫られる。しかし、弁護人との打ち合わせが必要な被告人は身体拘束された状態が大半であり、証拠収集能力の点でも検察側と圧倒的に差がある現状では、十分な準備を可能にする条件を見出すことは難しい。さらに、公判では、証拠調べや弁論の中身よりもそのやり方を工夫しなければ、裁判員へ訴える力を持たないために、わかりやすさを意識した技術的な側面にエネルギーを注がなければならないのである。

おわりに

最後に、裁判所の訴訟指揮はいかなる基準に基づいて行使されるべきか考えてみたい。当事者主義を基調とする現行法下でも、訴訟指揮権をはじめとする裁判所の職権主義的な規定は数多く存在する。しかし、それを文字通りとらえて、裁判とは実体的な真実を解明する場であり、その究極的な役割を裁判所が担っていると考えるのは間違えである。では、なぜ裁判では、裁判所による訴訟指揮権の行使が認められているのか。それはいうまでもなく当事者主義を訴訟手続の中で具体化するためのもの、言い換えるならば、圧倒的に不利な立場に追いやられている被告・弁護側の防御権を補い、補強するために行使されるべきであるということである。⁵⁹⁾公正・中立なアンパイアに徹することが、裁判所の役割ではなく、当事者主義原則を徹底するための機能を裁判の場で果たすことが、裁判所に求められているのではないか。例えば、期日指定の問題については、被告・弁護側の訴訟準備が前提とされなければならない。証拠開示の裁定については、証拠収集能力の点で検察側に圧倒的に劣る被告・弁護側に配慮した運用がなされなければならない、証拠へ請求の制限

についても、被告人に利益となる証拠の提出には、証拠の種類及び内容、程度及び方法を勘案し緩やかな解釈がされなければならぬ。また、職権による弁護人の選任、あるいは出頭在低命令については、裁判所の適切な裁量と公正な訴訟指揮を前提に、極めて慎重で謙抑的な行使が求められる。しかしながら、一般の法改正、法制定の課程では、この点を軽視し、これと逆行する議論がなされる場面があった。裁判員裁判を所与の前提とし、証拠と争点の整理と裁判の迅速化ばかりが強調され、実際の裁判の運用でもこうした点が露呈した。ここであらためて確認しなければならないのは正当な裁判とは何か、円滑な訴訟の進行とは何をさすのかであろう。「迅速な裁判」は、被告人の権利のために保障しているのであって、それを犠牲にして迅速な裁判を強調するのは本来の意味ではない。いうまでもなく、現行の刑事訴訟法は無辜の不処罰、すなわち、無実の者をすみやかに解放することを目的としている。裁判が正常に機能しているかどうかを判断するには、この点をメルクマールとしなければならない。だとすれば、裁判所の訴訟指揮権は、それにむかつて行使されるべきであり、そうすることで、被告人の防御権も保障されることになるのである。しかし、残念ながら、現在の裁判所は、そのような機能を十分に果たしていないと評価せざるを得ないのである。

(1) 司法制度改革審議会『国民の期待に応える刑事司法の在り方』について（骨子）〇〇年七月。この過程で委員の一人から「手続の進行に関する裁判長の訴訟指揮権の明確化・強化の方策の検討が必要だと考えますが：裁判長が既に有している訴訟指揮権を毅然として用いるという姿勢が基本であると考えます。なお、近時、弁護人の辞任・解任による審理のとん挫という事例がみられました。公的弁護制度の導入と併せて私選弁護人についても、刑事弁護活動に関する公的責務のあり方、例えば正当な事由のない辞任の制限なども考えていいのではないかと思います」との発言がみられた。

(2) 法務省『国民の期待に応える刑事司法の在り方』について 〇〇年七月。

(3) 司法制度改革審議会『中間報告』〇〇年一月。

(4) 司法制度改革審議会意見書『二一世紀の日本を支える司法制度』〇一年六月。

(5) 新法の制定、法律の改正をうけて法曹三者もそれぞれ、新たな刑事裁判に適切に対応するために具体的な検討に入った。☒

最高裁判所「裁判員制度の下における審理・評議及び判決の在り方に関する試案」○五年十一月、最高検察庁「裁判員制度の下における捜査・公判遂行の在り方に関する試案」○六年三月、日本弁護士連合会「裁判員裁判における審理のあり方についての提言案」○六年六月、最高検察庁「裁判員裁判における検察の基本方針」○九年二月等。

(6) 拙稿「防衛権保障と刑事弁護人の役割(一)——戦後刑事司法改革を振り返って——」九大法学第八三号二六頁以下参照。

(7) 刑事裁判資料五八号五一頁以下。五〇年一〇月の最高裁長官通達「裁判手続の運用について」(刑事裁判資料五八号五九頁)でも、協議会答申の内容に加えて、単独制の活用、被告人不出頭の際の措置の活用が盛り込まれた。

(8) 占領軍総司令部は、「日本政府に対し、民事事件及び刑事事件の審判を促進する措置を直ちに講ずるよう指令」したといわれている。小田中聰樹「戦後刑事手続政策の展開・序説」法律時報四四卷一、二八頁以下。

(9) 刑事訴訟法規則は、五一年、五七年にも改正が行われ、五一年改正では、公判調書の合理化、異議申立制度が、五七年改正では交互尋問に関する規定がおかれた。岸盛一「刑事訴訟規則の新改正——公判調書の合理化と異議申立制度を中心として——」ジュリスト一、一三頁以下。

(10) 日本弁護士連合会「刑事訴訟法の問題点に関する意見」自由と正義二卷一、一五五頁以下。

(11) この規定は、五二年五月のメーデー事件の審理が八分割方式に抗議する被告人らの出廷拒否が行われることにより、法廷が混乱したのを契機に設けられた。実質的に初めて適用されるに至るのが、いわゆる「東大裁判」である。井垣敏雄「集団事件審理と欠席裁判」青年法律家協会裁判官部会編「刑事実務の研究」七〇頁以下。

(12) 岸盛一「刑事訴訟法義解」八二頁。

(13) 第一審強化方策東京地方協議会「第一審強化方策要綱の具体的実施方法」自由と正義八卷三、五五六頁以下。

(14) 岸盛一「集中審理と訴訟指揮の問題点」法律時報三五卷一、一三頁以下。同「集中審理の諸問題」判例タイムズ八一号以下。

(15) 小田中聰樹「現代刑事訴訟法論」一五九頁以下。

(16) 前掲、小田中「戦後刑事手続政策の展開・序説」三六頁。

(17) 同右、小田中「戦後刑事手続政策の展開・序説」三七頁。

(18) 岸盛一「迅速な裁判」『刑事法講座五巻』頁以下、同「新刑事訴訟法における当事者主義と職権主義」法曹時報五巻六号頁以下。この点に関して、下村は「もともと集中審理方式を提唱した新刑訴派といわれる裁判官には、『新刑訴』派らしからぬ職権主義的残滓があり殊にそのリーダーであった岸盛一判事は、いわゆる調書閲覧には反対であり、立法論としても、検察側が捜査過程で押収した証拠物についてしか開示義務を認めないなど、『集中審理』が迅速な処罰に墮する危険性は当初から予想されることであつた」とする。下村幸雄「刑事裁判はこのままでいいのか」『刑事裁判を問う——在官三十年の思索と提言——』二二六頁。

- (19) 内田博文「市民が刑事法を学ぶ意義」『市民と刑事法』一頁以下。
- (20) 水原敏博「国民の期待に応える刑事司法について（論点整理）」月刊司法改革九号一五九頁以下。
- (21) 刑事裁判の現状に対する法曹三者や立法関係者の認識の相違は明白である。弁護士会をはじめとするこれまでの刑事裁判のあり方を批判してきた立場からすれば、例えば、被疑者国選弁護制度の導入は、取調べを可視化し、適正な取調べを確保するための弁護の拡充であること、口頭弁論主義や直接主義の強調は、「精密司法」といわれる捜査・公判の在り方を批判するとともに、捜査機関作成の供述調書に頼る「調査裁判」から脱却し、形骸化した公判を活性化させ公判中心主義へと移行させる契機となるとらえる。後藤貞人「刑事裁判の充実・迅速化―弁護人の立場から―」現代刑事法六卷一―二号四二頁以下。他方で、法務検察側は、例えば、当事者主義の下では、「あつさりとした捜査・起訴」と「充実した公判」は成り立ちえないとし、日本の刑事裁判が高い有罪率を維持するのも、捜査機関が必要な捜査をして起訴しているためだとする。また、裁判が長期化している原因として、弁護側の体制の不備と裁判所の訴訟指揮が不十分である点をあげる。前掲、法務省「国民の期待に応える刑事司法の在り方」について四頁以下。取調べの録音録画についても、「裁判員裁判」における被告人の自白の任意性を効果的に立証するための方策の一つとして検討を行うため実施するものであり、捜査若しくは取調べの適正化という観点から実施するものではない」ことを強調する。堺徹「裁判員制度導入に向けた取組②検察庁」法律のひろば二〇〇六年一〇月号二五頁以下。実際、〇五年七月に起きた殺人事件で検察側が取調べの録画内容を記録したDVDを公判前整理手続で任意性を立証する証拠として提出したとの報道がなされている。
- 〇七年五月一五日朝日新聞朝刊。また、自白についても「裁判員裁判対象事件においても、捜査段階で自白を得ることの重要性に変わるところはな」とし、自白事件では特に書証中心の証拠調べの必要性を強調する。高崎秀雄「裁判員制度導入に向けた取組の現状②検察庁」法律のひろば二〇〇七年一二月号三〇頁以下。同、堺二〇頁。また、立法関係者からは、刑事裁判の評価について、従来の刑事裁判に何か重大な欠陥があり、その欠陥を補修するために、新たな制度を導入するわけではない、正確な事実認定、妥当な量刑という観点からすれば、おおむね適切に運用されてきた、刑事裁判の「品質」や「精度」は従前も高かったし、今後もそれを維持する必要があると評価する。長沼範良「裁判員制度の下における公判の在り方」司法研修論集二〇〇六（第一一六号）七四頁以下。酒巻匡「21世紀の刑事裁判―裁判員制度運用上の課題と展望」司法研修論集二〇〇五―II（第一一五号）九九頁。
- (22) この点については、すでに拙稿「司法機能の強化について考える」法と民主主義四三六号五六頁以下で取り上げた。
- (23) 東京高決〇六年三月二七日。いわゆる松本智津夫事件。
- (24) 〇六年四月六日朝日新聞朝刊。
- (25) 日弁連は、「審理の進行確保の実効性を担保するために、裁判所が「特に必要があるとき」に行使される制度。現に進行中の事件の審理とは切り離せない」と述べ、審理が最終した後の処置請求はできないとの見解を示した。〇七年二月初日新聞朝刊。

- (26) この「処置請求」規定は、五〇年の刑事訴訟法一部改正で導入された。刑事訴訟法規則三〇三条参照。
- (27) 刑訴法二七八条の二参照。
- (28) 前掲、〇六年四月六日朝日新聞朝刊。いわゆる光市母子殺害事件。
- (29) 広島高判〇八年一月九日。いわゆる広島女児殺害事件。この判決では、弁護側・検察側双方が主張した控訴理由とは別の理由で裁判所が職権主義的に独自判断を示して、一審を破棄差戻した点が注目された。
- (30) 静岡地裁沼津支部の決定では、婦女暴行の罪に問われた高校生四人の公判に出廷し証人として証言をした被害者が、事件の日付についてそれまでの証言内容を変更したことから、検察側が、犯行はこれまで主張していた日の一週間前だったとする訴因変更を請求し、裁判所がそれを認めた。弁護側は、「アリバイ立証をやり直さなければならなくなるなど、決定は被告人にとって著しく不利益、公平な裁判を定めた憲法に違反している」などと主張して、最高裁に特別抗告したが、棄却された。静岡地判〇五年一月二七日。裁判所自身もこうした訴因をめぐる運用が常態化していることを認める。司法研修所「裁判員裁判における第一審の判決書及び控訴審の在り方」司法研究報告書第六一巻第二号一八頁は「訴訟遂行の場面では、裁判所は、証拠調べによって得心証を前提に、検察官に訴因の追加・変更を求めたり、両当事者に釈明を求めするなどして補充立証を促すなど、職権主義的な訴訟活動をしばしばおこなってきた。これは、裁判官の実体的真実解明の強い指向、実体的真実解明の最終的な担い手としての使命感の現れと評される」とする。
- (31) 最高二小判〇八年四月二五日。いわゆる統合失調症・障害致死事件。
- (32) 東京地判〇八年四月二八日。いわゆる渋谷夫殺害事件。
- (33) 今崎幸彦「裁判員制度導入と刑事裁判」の概要。判例タイムズ一一八八号四頁以下。前掲、最高裁判所「裁判員制度の下における審理・評議及び判決の在り方に関する試案」判例タイムズ一一八八号四頁以下。
- (34) 今崎幸彦「裁判員裁判における審理及び制度運用上の課題」判例タイムズ一二五五号一〇頁。前掲、司法研修所「裁判員裁判における第一審の判決書及び控訴審の在り方」二四頁。酒巻匡「裁判員制度のために何がもたらされているのか」法律のひろば二〇〇六年一〇月号八頁以下。
- (35) 前掲、今崎「裁判員制度導入と刑事裁判」の概要。九頁。
- (36) 長沼範良「裁判員裁判における審理の在り方」法律のひろば二〇〇七年一月号七頁。
- (37) 前掲、司法研修所「裁判員裁判における第一審の判決書及び控訴審の在り方」二七頁。
- (38) 前掲、酒巻「裁判員制度のために何がもたらされているのか」九頁。
- (39) 前掲、今崎「裁判員裁判における審理及び制度運用上の課題」一二頁以下。今崎は、弁護人の反証にも同じ基準で臨むのかと

いう片面的構成の当否について検討するが、「当事者双方のいずれとも等距離を保つべき」とする意見が多数をしめたとする。

(40) 前掲、長沼「裁判員制度における公判の在り方について」一〇四頁。

(41) 前掲、今崎「裁判員制度導入と刑事裁判」の概要」七頁。前掲、最高裁判所「裁判員制度の下における審理・評議及び判決の在り方に関する試案」六頁、一四頁。

(42) 前掲、今崎「裁判員裁判における審理及び制度運用上の課題」二〇頁。

(43) 抵触しないとする論者は、証拠と争点の整理は検察官・弁護人の当事者立会いのもとで行われるので、検察官の嫌疑を一方的に引継ぐものにはならない、捜査手続と公判手続の連続性を排するという「予断排除の原則」の趣旨とも矛盾しないとする。また、争点の整理の範囲内で、証拠に触れるのだから、そこから「心証」をとるものでもないというのである。酒巻匡「刑事裁判の充実―争点整理と証拠開示手続の構築」ジュリスト一九八号一四八頁。村瀬均「刑事裁判の充実迅速化―裁判官の立場から―」現代刑事法六卷二二号三九頁。抵触するという論者は、訴訟の全過程において、裁判官を予断と偏見から遠ざけるのが「予断排除の原則」である、心証形成を裁判官の自覚や努力により切り分けることは幻想ではないか、公判前整理手続で裁判官が触れる証拠は圧倒的に検察官請求証拠であり、予断を持つ可能性を完全に払しょくできないとする。白取祐司「新たな準備手続と迅速な裁判―自己負罪拒否特権・予断排除の原則との関連において―」現代刑事法六卷二二号二二頁、淵野貴生「裁判員制度と刑事手続改革」『法律時報』七六卷一〇号等。

(44) 「証拠調べをする決定」のために、自白調書の任意性を判断するため、公判前に被告人質問が行われた事例が紹介されている。

西村健・宮村啓太「公判前整理手続の現状と課題」自由と正義二〇〇六年九月号六八頁。

(45) 司法制度改革審議会裁判員制度・刑事検討会第二七回議事録。

(46) 大阪弁護士会裁判員制度実施大阪本部編「コメンタール 公判前整理手続」五四頁以下。

(47) 被告人側から弁護人を解任するケースにも問題がある。〇九年一月には、大阪地裁堺支部では、公判前整理手続終了後、被告人が私選弁護人を解任したため、裁判ができなくなったとして裁判員裁判の期日を取消す決定をした。弁護人が交代することで公判前整理手続自体が始めからやり直される可能性がある。〇九年一月二日朝日新聞朝刊。

(48) 〇七年一月、東京高裁は、検察側被告・弁護側双方が関係者の供述証拠などを新たに証拠申請して控訴した事件で「一審で請求していなかったことについて、やむを得ない事由が認められない」として即日結審し控訴を棄却した。〇七年一月一八日朝日新聞夕刊。同様に、〇八年八月、東京高裁は、被告・弁護側が一審の有罪認定に対して、新たな鑑定人を呼んで取調べるよう求めて控訴した事件で「公判前整理手続で争点、証拠を絞り、審理は尽くされた」として控訴を棄却した。〇八年八月二日朝日新聞朝刊。

(49) 最高裁判所『裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(平成二年七月)』。終局人員六万七千四百四人、平均審理期間二・九月、審理期間三月以内の事件七六・七％、二年を超える事件の割合〇・二％、平均開廷回数二・五回、平均開廷間隔一・一月、平均取調べ証人数〇・八人、否認率七・二％、弁護士選任率九八・七％。否認事件の平均審理期間八・四月、自白事件の平均審理期間二・五月。

(50) 公判前整理手続に付された人員は終局人員の三・一％、このうち否認事件の割合二〇・二％、裁判員裁判対象事件で公判前整理手続に付された人員八一・〇％であり、平均審理期間については、総数及び自白事件、否認事件ともに、公判前整理手続に付された事件の方が付されなかった事件よりも平均審理期間が長いが、重大事件である裁判員裁判対象事件の否認事件をみると、公判前整理手続に付された事件の方が付されなかった事件よりも平均審理期間が短いとの報告がなされた。さらに、裁判員裁判対象事件で公判前整理手続に付された事件の方が、付されなかった事件よりも平均開廷回数も少なく、開廷間隔も短く、取調べ証人数も少なく、証人尋問及び被告人質問のための公判期日の回数も少なくなっているとの報告がなされた。井戸俊一・伊藤大介『裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(平成二年七月)』判例タイムズ一三〇二号三二頁以下。

(51) 日本弁護士連合会『最高裁判所第三回「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」に対する意見書」一二頁。

(52) 拙稿「迅速な裁判と期日指定の問題点」季刊刑事弁護六〇号一九頁以下参照。

(53) 二〇〇八年九月四日、二〇〇九年七月九日、同年八月七日朝日新聞朝刊。いわゆる周南・親類殺傷事件。

(54) 〇六年五月二〇日、〇八年二月一〇日、〇九年二月一四日、同年九月一二日、同年一〇月二七朝日新聞朝刊。いわゆる広島女児殺傷事件。

(55) 東京地裁で審理された殺人の事例では、公判前整理手続を五回、六日間連続の集中審理で一九名の証人尋問を行っている。東京地判〇六年四月一〇日。この事件に係った弁護人は「開廷中は連日午前一時過ぎまで準備に追われ、最終弁論でも迅速性だけが取り上げられ審理がおろそかになっている」と指摘し、また、証拠開示がされても、数が膨大で開示から初公判までの時間が短すぎ、十分に弁護に生かせる状態ではなかったと評価している。〇六年四月一〇日朝日新聞夕刊。いわゆる足立路上殺人事件。

(56) 大分地判〇七年八月三〇日では、初公判で被告人が一転「否認」し、弁護側が無罪を主張した事案であるが、新たな争点の提示だとされ受け入れられなかった。〇七年八月五日朝日新聞朝刊。いわゆる豊後大野殺人放火事件。

(57) 少年の責任能力や捜査段階の自白の信用性が争われた事案でも、公判前整理手続を四回、審理は集中審理で連日七回行われ、初公判から判決まで二週間で審理が終了した事案も報告されている。〇八年八月三〇日、〇九年三月九日朝日新聞朝刊。いわゆる八戸母子殺害事件。

(58) 横浜地判川崎支部の事案では、被告人が起訴事実を全面的に否認し、確たる物証がなかった事案であるが、証拠の取扱いなどを

めぐって、検察側と被告・弁護側が対立し、初公判までの期間が大幅に長くなった（公判前整理手続〇七年六月一日～〇八年二月一八日、初公判は〇八年三月三日）。〇八年七月一四日横浜地判川崎支部。〇八年三月四日朝日新聞朝刊。いわゆる川崎・宮前女性死傷事件。

（59） 井戸田侃「現行刑事訴訟法のもとにおける訴訟指揮はいかにあるべきか」法律時報四四卷一四〇頁。